

株式会社 寿エンタープライズ
認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズ（以下、事業者）が開設する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護「グループホーム北本」（以下、事業所）が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、事業）の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者又は要支援高齢者（認知症に伴って著しい精神状態や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下、「要介護者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、また、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次の通りとする。

一 名称 グループホーム北本

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

二 所在地 埼玉県北本市緑三丁目16番地

三 定員 18名

四 居室数 18室

(介護者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1人（常勤、介護従業者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護従業者

常勤換算方法で6人以上

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

三 計画作成担当者 2人（介護従業者と兼務）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味または嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(短期利用共同生活介護に関する事項)

第6条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、予め30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等の為に、長期に亘り不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

2 その他の費用として次号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食費 1,300円/1日
- 二 おむつ代 実費
- 三 家賃 63,000円/1ヶ月
- 四 運営管理費 10,000円/1ヶ月
- 五 水道光熱費 15,714円/1ヶ月
- 六 その他日常生活での必要な費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活住居及び指定介護予防認知症対応型共同生活住居への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

- 2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。
- 3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限を行わない。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(個人情報の取り扱いに関する事項)

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。
- 4 従業者であった者が、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携等)

第14条 事業の運営に当たっては、地域住民、地域包括支援センター又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 当該事業所の行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村職員、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者とし、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び北本市暴力団排除条例(平成24年北本市条例)に規定する暴力団員密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月11日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月31日から施行する。
この規定は、令和7年3月17日から施行する。